

(別紙様式1)

### 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道  
農業委員会名：伊達市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	475
自給的農家数	73
販売農家数	402
主業農家数	223
準主業農家数	34
副業的農家数	145

	農業者数(人)
農業就業者数	890
女性	434
40代以下	198

※ 2015農林業センサスの「4販売農家」の「(7)年齢別農業就業人口」に基づいて記入する。

	経営数(経営)
認定農業者	169
基本構想水準到達者	76
認定新規就農者	11
農業参入法人	24
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

※ 2015農林業センサスの「3総農家数等」の「(1)総農家数及び土地持ち非農家数」、「4販売農家」の「(1)主副業別農家数」に基づいて記入する。

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	460	4,510	-	-	-	4,970
経営耕地面積	342	3,462	1,964	17	1,480	3,804
遊休農地面積	7	49	49	0	0	56
農地台帳面積	444	4,646	4,646	0	0	5,090

※ 耕地面積は、令和元年1月に北海道農政事務所が公表する「令和元年市町村別耕地面積」の耕地面積を記入する。  
※ 経営耕地面積は、2015農林業センサスの「II農業経営体」の「7土地」の「(1)経営耕地の状況」に基づいて記入する。  
※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による令和元年の農地利用状況調査により把握した第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地の総面積を記入する。

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	-	7
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	1
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	9	8

※ 平成29年度までに新制度に移行した農業委員会は、「旧制度に基づく農業委員会」の欄への記載は不要。  
※ 新制度に移行していない農業委員会は、「新制度に基づく農業委員会」の欄への記載は不要。

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,970 ha	3,408 ha	68.6%
課 題	条件の良い農用地については、所有者の意向があれば集積可能であるが、狭小等で条件の悪い農用地については、引受手が見つからない状況である。		

※ 管内の農地面積は、令和2年3月6日付一般社団法人北海道農業会議事務連絡にて示された令和元年度(令和元年11月末)の耕地面積を記入する。

※ これまでの集積面積は、平成31年度活動計画に記載した集積面積を記入する。

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,478 ha (うち新規集積面積 70 ha)
	目標設定の考え方:農業委員会が事務委任を受けており、農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標の達成のために、毎年、70haの集積を目標としており、当該目標の達成を目指す必要がある。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用権設定を促進する。</li> <li>・利用権設定期間の終了時における再設定の指導を強化する。</li> </ul> ※活動時期は相談がある都度とする。

※ 集積面積は、令和2年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入する。

※ 新規集積面積は、令和2年度に非担い手から担い手に対して権利の設定・移転をする農地面積を記入する。

※ 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入する。

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	1 経営体	6 経営体	4 経営体
	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.49 ha	66.32 ha	8.3 ha
課 題	農地の確保や営農技術の習得及び資金や住宅の確保が必要。また、新規就農研修の受入を行う指導者確保が必要。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※ 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入する。

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	2 ha
活動計画	新規就農希望者に対して農地の貸し付け、売渡希望農地の情報提供や利用関係の調整を行う等、伊達市農業担い手育成センター事務局の一員として認定農業者の育成・確保に向けた取り組みを推進する。		

※ 目標は、令和2年度に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入する。

※ 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入する。

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,970 ha	56 ha	1.1%
課 題	高齢化や後継者不足により、地域農業の担い手が減少していることから、担い手の育成・確保が課題となっている。		

※ 管内の農地面積は、令和2年3月6日付一般社団法人北海道農業会議事務連絡にて示された令和元年度(令和元年11月末)の耕地面積を記入する。

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による令和元年の農地利用状況調査により把握した第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地の総面積を記入する。

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2 ha			
	目標設定の考え方:伊達市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では平成32年3月までに5.2haの遊休農地を解消することを目標としており、現時点で既にこの目標は達成しているが、遊休農地は依然多く存在しているため、今後も継続して解消を実現するために昨年度と同様の目標を設定している。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		35 人	8月～9月	9月～10月
	調査方法	市内全域を9地区に区切り、8～9月に地区担当委員、事務局職員、市職員、関係機関担当者等で利用状況調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	11月～1月	
その他				

※ 遊休農地の解消面積は、平成31年3月末時点の遊休農地の解消目標面積を記入する。

※ 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない。

※ 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入する。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,970 ha	0 ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

※ 管内の農地面積は、令和2年3月6日付一般社団法人北海道農業会議事務連絡にて示された令和元年度(令和元年11月末)の耕地面積を記入する。

※ 違反転用面積は、平成31年3月末時点の違反転用面積を記入する。

### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8～9月)及び地区担当委員、事務局職員による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入する。